

◎新潟県告示第182号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン（通称名：2-FPM）及びその塩類
- (2) N-(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1）及びその塩類
- (3) N-(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年2月25日